

## 【参考資料－１】用語の定義

本計画における用語を表 1-1 のとおり定義する。

表 1-1 計画に関する用語の定義

	用語	意味
人	滞在者	発災時に都市安全確保計画区域に就業・通学の目的で滞在する者、及び計画区域外に同目的で滞在する者のうち発災時に区域に流入する者
	居住者	居住している者
	来訪者	発災時に、都市再生安全確保計画区域にいる滞在者・居住者以外の者、及び区域外の滞在者・居住者以外の者のうち区域に流入する者
	帰宅困難者	自宅までの距離が遠く、徒歩による帰宅が困難な者
	屋外滞留者	帰宅困難者のうち、滞在者で勤務先、通学先の建築物が倒壊の恐れがある等滞在場所を確保できなかった者、及び来訪者で滞在場所を確保できなかった者など、屋外（建築物外）への滞留を余儀なくされた者 （「都市再生安全確保計画作成の手引き」では帰宅困難来訪者）
行動	避難	大規模災害時に、身に迫った危険を避けるため、安全な場所に移動すること
	退避	大規模災害時に、安全が確認されるまでの間、一時的に安全な場所に移動すること
施設	一時滞在施設	屋外滞留者を 1～数日間受け入れるための施設 （都市再生特別措置法では退避施設）
	一時退避場所	大規模災害時に、施設の安全性が確認され当該施設に戻るまでの間、施設の滞在者が一時的に退避するための場所